

2026年8月13日

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

トヨタグループ株式マザーファンド 信託約款の変更（予定）に関するお知らせ

このたび、弊社では、以下の証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）の主要投資対象である「トヨタグループ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に関し、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に基づき、信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド
D C トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

2. 変更の内容およびその理由

（1）変更の内容（信託約款の変更内容は、別紙＜信託約款の新旧対照表＞をご覧ください）

当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて、以下①および②に関する重大な約款変更にかかる異議申立手続きを行います。マザーファンドの約款変更内容の概要は、以下の通りです。

① マザーファンドの運用目標の変更および投資対象の追加

マザーファンドの運用目標を、現行の「トヨタ自動車およびトヨタグループ会社の銘柄群の動きをとらえること」から、「トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の銘柄群の動きをとらえること」へ変更します。これに伴い、投資対象についても、従来の「トヨタ自動車」および「トヨタグループ会社」の株式に加え、新たに「トヨタグループ関連会社」の株式を追加します。なお、「トヨタグループ関連会社」とは、委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社がトヨタグループに関連すると判断した会社をいいます。

② 投資比率計算方法の変更

マザーファンドの組入銘柄の投資比率は、原則として各組入銘柄の時価総額に応じて決定しますが、変更後の運用目標を達成するため必要な場合には、一部のトヨタグループ関連会社の株式について、時価総額を調整したうえで投資比率を計算できるように変更します。

＜ご参考＞

重大な約款変更にかかる異議申立手続きの結果、上記変更の実施が可決された場合には、マザーファンドおよび当ファンドにおいて、投資比率制限の変更にかかる約款変更もあわせて行う予定です。（変更適用日（予定）：2026年11月5日）

なお、以下の約款変更は、重大な約款変更には該当しません。

・ マザーファンド

今後、投資対象銘柄が減少する可能性があることを踏まえ、トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価

総額合計の50%を超える場合における同株式の投資比率の上限を、「約50%まで」から「50%程度」へと緩和します。

・ **当ファンド**

マザーファンドの投資対象にトヨタグループ関連会社を追加することに伴う変更内容を反映するとともに、運用制限で定めるトヨタ自動車株式への当ファンドの信託財産の純資産総額に対する実質投資割合の上限を「約50%まで」から「60%以下」へと緩和します。

(2) 変更の理由

マザーファンドは、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行っています。

一方で、トヨタグループにおける資本政策の変化やグループ間の持合解消の流れを受け、今後、マザーファンドの投資対象銘柄が減少する可能性が高まっています。

このため、マザーファンドの投資戦略の根幹を維持するため、従来のトヨタ自動車との「資本」関係に基づく「トヨタグループ会社」の定義に加え、「資本・人・技術」の関係に基づく「トヨタグループ関連会社」を新たに定義します。これにより、グループ間の持合解消によって本来であれば投資対象から除外される銘柄等についても、引き続き組み入れることが可能となり、運用の継続性を確保することを目指すものです。

3. 変更適用日（予定）

2026年11月5日

4. 異議申立について

マザーファンドの重大な約款変更にかかる異議申立手続きについては、マザーファンドを主要投資対象とする他の証券投資信託においても、同様に実施します。マザーファンドの重大な約款変更を実施するか否かは、当ファンドのみの結果によって決まるものではなく、マザーファンドを主要投資対象とする全ての証券投資信託にかかる結果と合わせて集計したうえで決定します。

なお、マザーファンドの重大な約款変更にかかる異議申立手続きの集計にあたっては、マザーファンドを投資対象とする各証券投資信託の受益権口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算します。そのうえで、異議申立を行った受益者の方の実質的な合計口数が、受益者の確定日におけるマザーファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合には、マザーファンドの信託約款の変更を実施します。

また、マザーファンドにおける重大な約款変更の実施が可決された場合には、マザーファンドを主要投資対象とする全ての証券投資信託において信託約款に定める運用の基本方針の変更にかかる約款変更を行います。

5. 異議申立および買取請求の手続き

- ・マザーファンドの信託約款の変更に関しご異議のある受益者の方は、2026年8月13日から2026年9月16日までの期間に、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。
- ・上記の期間内に、異議申立を行った受益者の方の実質的な受益権の合計口数が2026年8月13日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、信託約款の変更を行います。
- ・マザーファンドの信託約款の変更することとなった場合、異議申立を行った当ファンドの受益者の方は、弊社から別

途ご案内する方法により、2026年10月16日から2026年11月4日までの間に、ご自身の保有する受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。なお、お取引先の販売会社にてご換金いただけますので、必ずしも買取請求を行う必要はございません。

6. ご留意事項

- ・2026年8月13日以降、当ファンドをお申込みいただいた受益者の方は、本件信託約款の変更に関し、異議申立はできません。
- ・当ファンド購入の際は、上記内容をご確認のうえお申込みください。

以上

＜本件に関するお問い合わせ＞

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

＜お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ＞

お取引先の販売会社にお問い合わせください。